

復雑でもこれだけは手続して下さい (商工課)

第六 住民登録又は配給簿の移動

世帯又は同居の家族が転出する場合の手続
第一 世帯転出の場合には連絡員が保存してある家族名簿を賣つて主食購入通帳と共に持参して下さい。同居の家族の転出の場合には連絡員には関係なく主食購入通帳を持参下さい。

第二 家族異動の転出届と云う用紙が商工課にありませうから連絡員、現住地番地世帯主氏名並に本籍と筆頭者(戸主)の氏名を記入し世帯主が捺印して下さい。

第三 転出届用紙には転出する人の氏名、生年月日、転出先の住所番地を書きませう。

第四 世帯主が転出する場合は後に残つた者の内で世帯主を定め申出ませう。

第五 食糧の配給は転出月の分は全部配給を受けて行くことになつて居ます。転出先では転出月の翌月の分から受配する事になります。

富士中学校(モデル)スクールについて (教育委員会)

昭和二十七年五月二十九日附を以て、文部省モデルスクールの指定を受けその第一期工事として、普通教室鉄筋コンクリート三階建八一四坪の建築は、静岡市安藤組に依つて着工される事になり、昭和二十八年二月十二日これが地鎮祭を行い、続いて同年九月十五日定礎式を挙行十二月十五日には竣工検査の運びとなり、ここに偉容を誇る第一期工事は全く完了した以上、この事については、已に御知らせ済みなので大略のみを申し上げます。

次に第二期工事として特別教室、鉄筋コンクリート二階建五六九坪の建築の着工となり、これが請負工事は富士市石井組によつて二八三〇〇、〇〇〇円を以て昭和廿九年二月十一日に地鎮祭を挙行八月七日定礎式の運びとなつた。尚これに附帯工事である電気工事は一、三五五、〇〇〇円を以て静岡市東海電気株式会社及び衛生工事は一、八九〇、〇〇〇円を以て静岡市八木商店により、それぞれ着工の運びとなり、何れも十月末

第七 納税義務者について

転出者が納税義務者である場合は別に定める申告書用紙が商工課にありませうからこれに依つて納税義務者を申告してから転出して頂くことになつて居ます。管理人申告書には転出する本人

並に管理人の住所氏名職業などを記入して両者捺印して頂きませう。

市内の配給簿の移動
転出の手続は他市町村転出と同様ですが市内移動は転出と転入を同時に完了して頂く事になります(岩松、田子浦支所関係は他市町村の転出と同様です)からこの限りではありません)

転入 一世帯移動のみ商工課に備えてあります家族名簿に連絡員家族の氏名、続柄、生年月日を新しく記入し世帯主氏名捺印して新住所の連絡員に提出して頂きませう。旧住所の家族名簿は商工課にお持ち下さい。同居の家族の移動は転出する世帯の主食購入通帳と転入する世帯の主食購入通帳を必要としなほ商工課に家族異動の転入届の用紙があります。

恐ろしい
ロポンク
一、身を亡ぼし
一、家を亡ぼし
一、国を亡ぼす

竣工の予定になつて居る。特別教室の構造について申上げる。一階は職業室、準備試食室、料理室、洗濯染色室、暗室、教材室、工作室、予備室、WC等二階は図書室、物理室、準備室、教材室、化学室、予備室、WC等に区分され、特別教室として申分ない施設が、備えられる事になつて居る。これが完成の暁に於ては、普通教室と相俟つて、すばらしい偉容を誇る事になるでせう。

更に、二十九、三十の両年度に於て、管理棟、講堂の建築が予定されて居ます。次に御参考までに本校建築の特徴について記載して見ませう

基本選挙人名簿の調製 (選挙管理委員会)

基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在によりその日まで引続き三ヶ月以来本市に住んでいる者の資格を調査してつくることになつて居ります。

この名簿は今年の十二月二十日か

ら効力を生じ翌年の十二月十九日までの間に行われる色々の選挙に用いられます。

基本名簿は選挙が行われる毎に新しい選挙人の申告をまたず選挙管理委員会が職権をもつて選挙資格のある者を調査し登録するものであります。

基本名簿に登録されるべき資格を有する者は左の各号の条件をもつて居る者であります。

一、日本国籍を有する者
二、本年六月十六日以前から引続き本市に住んでいる者
三、右の条件を有する者でも左にかかっている者は選挙権も被選挙権もありません

一、附帯設備
(1)揚水設備
(2)給水設備
(3)排水設備
(4)衛生設備
(5)電燈設備
(6)避雷針設備
(7)放送設備

農地法関係申請手続 (富士市農業委員会)

(一)農業委員会に於いて取扱業務の内農地法関係申請手続には次の各項による。

1 農地法第三條一項の申請
農地の所有権を移転する場合で双方で同一書類で申請する

2 農地法第三條二項の申請
農地の耕作権を他人(農家で三反歩以上耕作する者)に移転する場合で双方で同一書類で申請する

3 農地法第二十条第一項の申請
小作農地を地主が引上げる場合で地主が申請する

4 農地法第四條第一項の申請
自作農地を本人が譲渡する場合で本人が申請する

5 農地法第五條の申請
他人の農地を買つて宅地に変更する場合で双方で同一書類で申請する

6 地目交換証明願申請
自作農地を田又は畑の何れかに地目を変更する場合で本人が申請する

7 農地法第十六條の申請
自作農創設による小作地買収する場合で小作人が申請する
以上が主なる申請で市農業委員会審議の上果知事に上申するので市に提出後一ヶ月乃至二ヶ月を要して果の許可となりませうので申請者は特にこの期間を充分考へて申請する様にせられたい。

市民の声

みなさんの声を お寄せ下さい
明るい市政は市民の心を心として行ふ事だと思ひます。市政に関する生活上の事は何んでも結構です。御遠慮なく市役所総務課広報係へお知らせ下さい。

バス の 増 発 (商工課)
市制施行に伴ひ行政上の連絡員田子浦岩松方面との交通が不便に増加したのでこの普通バス電鉄に要請中のと云ふより左の通り増発を

より左の通り増発を

より左の通り増発を

より左の通り増発を

より左の通り増発を

より左の通り増発を

より左の通り増発を

編集後記

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん

創刊号の発行の遅れましたことをお詫びいたします。市民の皆さん